

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
11月6日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林指定施業要件の変更(森林整備課).....一
- 公告
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び揭示場所(森林整備課).....二
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課).....三
- 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに岩国都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....四
- 由宇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....四
- 公安委公告
一般競争入札の実施.....五



山口県告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十四年十一月六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
萩市大字佐々並字吉敷地一八〇二の一(次の図に示す部分に限る。)、一八〇二の

四七、一八〇二の四八、字コノノ浴一九四四の一、一九四四の二、一九四四の九八、一九四四の一〇一、一九四四の一〇二、字大切二五一六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字福井下字金峰二三五の一、一三五の三、一三五の四、字馬床二三五の二(次の図に示す部分に限る。)、大字山田字東定仙八六二の一、八六二の一三から八六二の一五まで、字定仙山八六二の一、八六二の二、八六二の一六

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

(五四三) 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに岩国都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに岩国都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十四年十一月六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開催の日時

平成二十四年十一月二十六日（月曜日）午後二時

二 開催の場所

岩国市山手町一丁目一五番三号

岩国市民会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針次のとおりとする。

(二) 変更する岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分次のとおりとする。

(三) 変更する岩国都市計画臨港地区次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十四年十一月十九日（月曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十四年十一月十九日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市都市建設部都市計画課

玖珂郡和木町和木一丁目一番一号

和木町役場

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

(五四四)

由宇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、由宇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十四年十一月六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開催の日時

平成二十四年十一月二十七日（火曜日）午後二時

二 開催の場所

岩国市周東町下久原二二〇八の一

岩国市周東中央公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する由宇都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、玖珂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに周東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。
四 公述の申出の手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十四年十一月二十日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三〇八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
なお、郵送の場合は、平成二十四年十一月二十日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (一)及び(二)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市都市建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
平成二十四年十一月六日
山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

警察情報管理システム用機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十四年十一月六日から同年十二月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

四 山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
入札説明書及び仕様書の交付

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
記載方法

(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十四年十二月十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年十二月十七日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成二十四年十二月十七日午前十時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三〇一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A Set of equipment for the police information management system

(3) Use term: From January 1, 2013 to December 31, 2017

(4) Use place: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., December 14, 2012 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., December 17, 2012)